

平成22年度 モニタリング結果報告書（平成21年度の実績のモニタリング）  
「国民に信頼される公的年金制度の構築」について

平成22年8月

年金局総務課(古都賢一課長) [主担当]

年金局年金課(梶尾雅宏課長) [個別目標1・2関連]

年金局数理課(安部泰史課長) [個別目標1・2関連]

年金局国際年金課(小出顕生課長) [個別目標1・3関連]

年金局総務課(資金運用担当)(渡辺由美子参事官) [個別目標2関連]

年金局総務課(石原公一郎首席年金数理官) [個別目標2関連]

1. 政策体系上の位置づけ

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は、施策中目標にあたり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること			
施策大目標 分野	1	2	3
	老後の所得保障	高齢者雇用就業	健康・生きがいづくり、介護保険

施策中目標	
1	国民に信頼される公的年金制度の構築
2	公的年金制度の信頼を確保するため、適正な事業運営を図ること
3	企業年金等の健全な育成を図ること
4	企業年金等の適正な運営を図ること

【政策体系（文章）】

基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

## 施策中目標1 国民に信頼される公的年金制度の構築

### （関連施策）

特になし

### （予算書との関係）

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

（項）公的年金制度運営諸費（全部）

## 2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

### （施策小目標）

（施策小目標1）新しい年金制度の制度設計を着実に進める

（施策小目標2）現行の公的年金制度の改善

（施策小目標3）国際化の進展への対応を図ること

### （予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	—	—	252	211	470
（決算額）（百万円）			（173）	（136）	—

※ 平成20年度以降予算上の項の組み替えがあったため、それ以降を記載しています。

### 3. モニタリング結果

関連する指標の動きや、あらかじめ設定した目標値の達成率等は以下のとおりでした。施策小目標ごとのモニタリング結果は、4. を参照下さい。

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	所得把握調査・海外調査の実施状況（平成 22 年度中に調査を実施、調査内容を整理・分析）	-	-	-	-	文献等による諸外国の制度調査（所得把握調査・海外調査は平成 22 年度実施予定）
達成率		-	-	-	-	-
2	制度の改善に向けた企画立案状況（必要な制度改正）	-	-	-	-	年金確保支援法案の提出
達成率		-	-	-	-	-
3	社会保障協定の締結に向けた当局間協議新規開始国数（1 カ国以上／毎年度）	0 カ国	3 カ国	3 カ国	1 カ国	3 カ国
達成率		0 %	3 0 0 %	3 0 0 %	1 0 0 %	3 0 0 %
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標 1 について、新しい年金制度の設計に向けた情報収集のため、文献等により諸外国の制度調査を行いました。所得把握調査・海外調査は平成 22 年度に実施予定です。</li> <li>指標 2 について、無年金・低年金を防止する等の観点から、国民年金保険料の納付可能期間を現行の 2 年から 10 年間に延長する年金確保支援法案を、第 174 回通常国会に提出しました。（第 174 回国会閉会に伴い、継続審議の取扱いとされたところ。）</li> <li>指標 3 について、当局間協議新規開始国数の内訳は、以下のとおりです。 平成 1 8 年度 チェコ、スペイン及びイタリア 平成 1 9 年度 アイルランド、ハンガリー及びスウェーデン 平成 2 0 年度 スイス</li> </ul>						

平成21年度 ルクセンブルク、ブラジル及びフィリピン（※）

※フィリピンについては、協定締結の可能性について検討を行うための「作業部会」を開催しました。

#### 4. モニタリング結果（施策小目標ごと）

施策小目標ごとのモニタリング結果は以下のとおりです。

##### （1）施策小目標1「新しい年金制度の制度設計を着実に進める」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	所得把握調査・海外調査の実施状況（平成22年度中に調査を実施、調査内容を整理・分析） ※施策中目標に係る指標1と同じ	-	-	-	-	文献等による諸外国の制度調査（所得把握調査・海外調査は平成22年度実施予定）
達成率		-	-	-	-	-
2	財政計算システムの開発状況（平成22年度末までの概算システムの作成と新制度の検討に必要な年金額分布推計を行うためのシステムの基本設計）	-	-	-	-	平成22年度末までに概算システムの作成と新制度の検討に必要な年金額分布推計を行うためのシステムの基本設計を行う
達成率		-	-	-	-	-
【調査名・資料出所、備考等】						

- ・ 指標1について、新しい年金制度の設計に向けた情報収集のため、文献等により諸外国の制度調査を行いました。所得把握調査・海外調査は平成22年度に実施予定です。
- ・ 指標2について、新制度の検討に必要な年金額分布推計を行うシステムの基本設計を行うための予算を確保しました。

## (2) 施策小目標2「現行の公的年金制度の改善」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
3	制度の改善に向けた企画・立案状況（必要な制度改正） ※施策中目標に係る指標2と同じ	-	-	-	-	年金確保支援法案の提出
達成率		-	-	-	-	-
4	年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討状況（第二期中期目標の策定、中期計画の認可／平成21年度）	-	-	-	-	年金積立金管理運用独立行政法人の第二期中期目標の策定、中期計画の認可／平成21年度
達成率		-	-	-	-	100%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標3について、無年金・低年金を防止する等の観点から、国民年金保険料の納付可能期間を現行の2年から10年間に延長する年金確保支援法案を、第174回通常国会に提出しました。（第174回国会閉会に伴い、継続審議の取扱いとされたところ。）</li> <li>・ 指標4について、「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」において平成21年11月30日の第1回会合以降、平成22年6月までに計8回の会合を重ね、同月、検討会における議論の中間とりまとめを発表しました。</li> </ul>						

## (3) 施策小目標3「国際化の進展への対応を図ること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
5	社会保障協定の締結に向けた 当局間協議新規開始国数 (1カ国以上／毎年度) ※施策中目標に係る指標3と 同じ	0カ国	3カ国	3カ国	1カ国	3カ国
達成率		0%	300%	300%	100%	300%
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標5について、当局間協議新規開始国数の内訳は、以下のとおりです。 平成18年度 チェコ、スペイン及びイタリア 平成19年度 アイルランド、ハンガリー及びスウェーデン 平成20年度 スイス 平成21年度 ルクセンブルク、ブラジル及びフィリピン（※） ※ フィリピンについては、協定締結の可能性について検討を行うための「作業部会」を開催しました。</li> </ul>						

## 5. 主な事務事業等の評価

---

モニタリング対象施策に関連する主な事務事業等については、事業単位で評価を行っています。評価を実施した事業は次のとおりであり、各事業の詳細な評価は別表等を参照下さい。

### 施策小目標3「国際化の進展への対応を図ること」関係

---

別表3－1 「年金通算協定事業」（事業評価シート）

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標(アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値(達成水準/達成時期)	⑧最新値(年度)【達成率】										
基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること																	
IX-1-1	年金局総務課(課長:古部賢一)	IX-1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	IX-1-1 国民に信頼される公的年金制度の構築		<施策中目標に係る指標>												
					1	所得把握調査・海外調査の実施状況	平成22年度中に調査を実施、調査内容を整理・分析。	-									
					2	制度の改善に向けた企画立案状況	必要な制度改正	年金確保支援法案を国会に提出(平成21年度)									
						3	社会保障協定の締結に向けた当局間協議新規開始国数	1カ国以上/毎年度	3カ国(21年度)【300%】								
					施策小目標1	新しい年金制度の制度設計を着実に進める	・新しい年金制度の制度設計に向けた情報収集及びシステム開発の準備	<施策小目標に係る指標>									
							所得把握調査・海外調査の実施状況 ※施策中目標に係る指標1と同じ	平成22年度中に調査を実施、調査内容を整理・分析。	-								
							財政計算システムの開発状況	平成22年度末までに概算システムの作成と新制度の検討に必要な年金額分布推計を行うためのシステムの基本設計を行う	-								
					施策小目標2	現行の公的年金制度の改善	・公的年金制度の改善に必要な制度面・運用面での点検と見直し ・公的年金各制度の財政状況の報告聴取事業・平成21年財政検証・財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証事業	<施策小目標に係る指標>									
							制度の改善に向けた企画・立案状況 ※施策中目標に係る指標2と同じ	必要な制度改正	年金確保支援法案を国会に提出(平成21年度)								
							年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討状況	年金積立金管理運用独立行政法人の第二期中期目標の策定、中期計画の認可/平成21年度	年金積立金管理運用独立行政法人の第二期中期目標の策定、中期計画の認可/平成21年度								
					「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」における検討について平成22年年央をメドに中間とりまとめ、平成22年中をメドにとりまとめ(予定)/平成22年度	「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」における検討について平成22年年央をメドに中間とりまとめ/平成22年年央に中間とりまとめ/平成22年度											
		施策小目標3	国際化の進展への対応を図ること	・年金通算協定事業の推進 ・外国人に係る年金制度の企画・立案 ・外国の年金制度に関する調査・研究	<施策小目標に係る指標>												
				社会保障協定の締結に向けた当局間協議新規開始国数 ※施策中目標に係る指標3と同じ	1カ国以上/毎年度	3カ国(21年度)【300%】											
評価予定表						備考											
<table border="1"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>実績【重】</td> <td>実績【重】</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> </tr> </table>						19	20	21	22	23	実績【重】	実績【重】	実績	モニ	実績		
19	20	21	22	23													
実績【重】	実績【重】	実績	モニ	実績													



① 施策目標番号	② 責任課室 (課室長名)	③ 施策大目標	④ 施策中目標及び施策小目標	⑤ 目標達成手法	⑥ 指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦ 目標値 (達成水準/達成時期)	⑧ 最新値 (年度) 【達成率】										
基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること																	
IX-1-2	年金局事業企画課 (課長:宮本真司)	IX-1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	IX-1-2 公的年金制度の信頼を確保するため、適正な事業運営を図ること	・公的年金制度所管省との連携 ・日本年金機構への監督・支援、機構との連携	＜施策中目標に係る指標＞												
					1	年金記録問題への対応状況	平成25年度までにできる限りの取組を進める。	—									
					2	日本年金機構法(平成19年法律第109号)第33条第1項の規定に基づく中期目標に掲げる事項の進捗状況	中期目標に掲げる事項の取組を進める。	—									
					＜施策小目標に係る指標＞												
					施策小目標1	年金記録問題の解決に向けた取組を着実に進めること(日本年金機構が実施する公的年金制度の運営に関する評価については、日本年金機構法に基づき厚生労働大臣が行う業務実績評価によるものとする。)	年金記録問題に関する未解明事案についての実態解明の状況	未解明事案について実態解明を進めるため、各種サンプル調査等を実施する。	—								
							基礎年金番号に未統合になっている記録の統合や解明の状況	「ねんきん特別便」等の回答に係る記録確認作業を進める。	—								
							受給者・加入者の年金記録の確認の状況	受給者・加入者の年金記録について、「ねんきん特別便」等による確認作業を行う。	—								
							紙台帳検索システムによるコンピュータ記録と紙台帳の突合せの状況	平成22年度中に紙台帳検索システムを構築し、当該システムを用いて、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せを、優先順位をつけた上で効率的に実施し、一期4年で全件照合する。	—								
							年金記録の訂正や再裁定後の年金の支給の処理状況	年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行うための体制を整備する。	—								
							標準報酬等の適及訂正事案についての実態解明や記録回復の状況	一定の条件を満たす場合には年金事務所段階での記録回復を進める。	—								
							ねんきん定期便や常に年金記録が確認できる仕組みによる加入者情報の提供の状況	「ねんきん定期便」を実施するほか、自分の年金記録を常に確認可能とする仕組みを構築する。	—								
					施策小目標2	公的年金制度の適正な事業運営を図ること(日本年金機構が実施する公的年金制度の運営に関する評価については、日本年金機構法に基づき厚生労働大臣が行う業務実績評価によるものとする。)	＜施策小目標に係る指標＞										
							国民年金の適用の状況	20歳到達者について職種による適用事務を実施するなど、国民年金の適用を促進する。	—								
							厚生年金保険等の適用の状況	重点的加入指導等について、できるだけ早い時期に平成18年度の実績水準の回復を目指す。	重点的加入指導実施事業所数 1,652事業所 (平成20年度)								
							国民年金の納付率の状況	低下傾向に歯止めをかけ、回復させる。	国民年金の現年度納付率62.1% (平成20年度)								
							厚生年金保険等の徴収の状況	厚生年金保険等の保険料収納に係る口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保する。	口座振替実施率(厚生年金保険) 81.9% (平成20年度)								
		年金給付事務の所要日数の目標(「サービススタンダード」)の達成の状況	毎年度の達成率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保するとともに、設定したサービススタンダードについて、最終年度において当該達成率を90%以上とする。	(例) 老齢厚生年金(加入状況の再確認を要するもの)のサービススタンダードの達成率76.1% (平成20年度)													
		年金相談の実施状況	待ち時間短縮のための取組を進める。	—													
		お客様の声を反映したサービス改善策の実施の状況	各年金事務所に「ご意見箱」を設置するなど、具体的なサービス改善の取組を進める。	—													
		社会保険関係の主要手続に係るオンライン利用率	平成23年度末においてオンライン利用率65%を目指す。	(例) 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 46% (平成20年度)													
評価予定表						備考											
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>モニ</td> <td>モニ</td> </tr> </table>						19	20	21	22	23	—	—	—	モニ	モニ		
19	20	21	22	23													
—	—	—	モニ	モニ													

①施 策目 標番 号	②責任課室 (課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】
---------------------	-----------------	--------	---------------	---------	----------------------	---------------------	-----------------------

①施策目標番号	②責任課室 (課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】										
基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること																	
IX-1-3	年金局企業年金国民年金基金課(課長:中村博治)	IX-1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	IX-1-3 企業年金等の健全な育成を図ること		<施策中目標に係る指標>												
					1	企業年金等の加入者数	1,539万人 (平成21年度末) 1,685万人 (平成22年度末)	1,419万人 (平成20年度末)									
			施策小目標1	企業年金制度等の健全な育成を図ること	・企業年金の制度改善事業 ・退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止	<施策小目標に係る指標>											
					企業年金等の加入者数 ※施策中目標に係る指標1と同じ	1,539万人 (平成21年度末) 1,685万人 (平成22年度末)	1,419万人 (平成20年度末)										
					制度の改善に係る企画立案状況	必要な制度改正	年金確保支援法案を国会に提出 (平成21年度)										
評価予定表						備考											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> </tr> </tbody> </table>						19	20	21	22	23	モニ	実績	モニ	実績	モニ		
19	20	21	22	23													
モニ	実績	モニ	実績	モニ													



政策評価体系上の位置付、通し番号		区-1-1-(1)						
<b>事業評価シート</b>								
予算事業名		年金通算協定事業						
担当部局・課室名 作成責任者		年金局 国際年金課 (国際年金課長 小出 顕生)						
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)		厚生労働省組織令第127条第1号						
関係する通知、計画等		-						
予算体系		(項) 公的年金制度運営諸費 (大事項) 公的年金制度の持続可能性確保に必要な経費 (目) 外国旅費・庁費						
実施方法		■直接実施						
		□業務委託等(委託先等: )						
		□補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体: )						
		□貸付(貸付先: ) □その他( )						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	海外に派遣される者等について、社会保障協定の締結により、日本と就労地である外国の社会保障制度への二重加入の問題や保険料の掛け捨ての問題の解消を図ることにより、日本企業の海外進出を促進し日本経済の発展に寄与するとともに、海外派遣者等の年金受給権確保に資するため。						
	対象 (誰/何を対象に)	海外に派遣される企業駐在員・派遣企業、日本に派遣される外国企業駐在員・派遣企業、両国を往来する自営業者、両国の年金の加入期間を有する者 等						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	社会保障協定の締結により、(1)日本と相手国いずれかの国の社会保障制度のみに加入すればよいこととするとともに、(2)相手国と日本国との年金加入期間を相互に通算して双方の年金を受けられやすくする。						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	28 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	人件費	百万円		担当正職員	千円	人		
	総計	28 百万円		臨時職員他	千円	人		
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	15	-					
	H19(決算上の不用額)	17	-					
	H20(決算額)	22	-					
	H20(決算上の不用額)	10	-					
	H21(予算(補正込))	31	-					
	H21(決算見込)	12	-					
H22予算	28	-						
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	外国旅費 14百万 庁費 14百万							
事業/制度の 必要性	経済団体等関係各方面より、社会保障協定の締結による在外日系企業に係る保険料の二重負担の解消等のため、人的交流の多い各国との間で速やかに協定を締結することが求められるなど、国際的な人的交流の活発化に対応し、当該問題の解決を図ることが喫緊の課題となっている。							

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅸ-1-1-(1)				
<b>事業評価シート</b>						
予算事業名		年金通算協定事業		事業開始年度	平成17年度	
担当部局・課室名 作成責任者		年金局 国際年金課 (国際年金課長 小出 顕生)				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		-				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		外務省と連携しつつ交渉を行っている。				
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		社会保障協定の締結に向けた当局間協議新規開始国数(1カ国以上/毎年度)	国	3	1	3
	社会保障協定に係る相手国政府等との協議の実施回数(回)	回	12	17	13	
予算執行率		%	46	70	38	
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】(達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		社会保障協定による経済効果(年額)	億円	919 【-】	955 【-】	957 【-】
		社会保障協定の締結に向けた当局間協議新規開始国数(1カ国以上/毎年度)	国	3 【300%】	1 【100%】	3 【300%】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		<p>平成19年度においてはアイルランド、ハンガリー及びスウェーデンについて、平成20年度においてはスイスについて、平成21年度においてはルクセンブルク、ブラジル及びフィリピン(※)について、当局間協議を開始した。</p> <p>※ フィリピンについては社会保障協定締結の可能性について検討を行うための「作業部会」を開催。</p> <p>平成22年3月31日時点で13カ国との間で協定の署名が行われており、社会保障協定による経済効果(※)は約957億円(年額)にのぼっている。また、同年7月にはブラジルとの間で署名が行われ、5億円の経済効果が見込まれている。</p> <p>なお、年度ごとの新規署名国(社会保障協定による経済効果(年額))は次のとおりである。</p> <p>平成19年度…オランダ(25億円)、チェコ(14億円)</p> <p>平成20年度…スペイン(7億円)、イタリア(29億円)</p> <p>平成21年度…アイルランド(2億円)</p> <p>※ 社会保障協定による経済効果とは、在留邦人に係る保険料の二重負担軽減総額の推計である。</p>				
今後の方向性	見直しの方向性 (より効率的・効果的な事業とする観点から) (担当部局案)	<p>複数の国から社会保障協定締結の申入れや経済団体からの社会保障協定締結国数拡大の要望があることから、今後はアジア・東欧諸国等を含め、より多数の国と社会保障協定の交渉を行う必要があり、予算の増額を要求していきたい。ただし、交渉の進捗は相手国の事情によることもあることに留意すべきである。そのような状況の中、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協定交渉のため海外渡航する際には、一回の渡航で複数国を訪問するよう日程調整を行い旅費を節約する</li> <li>○ 人材養成の一環から諸外国に職員を出国させることを検討しているが、出国職員に交渉を担当させ、旅費を節約する等の取組を推進する予定である。</li> </ul>				
	平成23年度予算の方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)		<p>主要国の社会保障協定締結状況(平成21年2月現在)(未発効の国を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカ……………23か国</li> <li>・ドイツ……………46か国</li> <li>・イタリア……………51か国</li> <li>・韓国……………16か国</li> <li>・イギリス……………47か国</li> <li>・フランス……………61か国</li> <li>・カナダ……………48か国</li> </ul> <p>(注) EEA(欧州経済領域)(EU加盟国、アイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーで構成。30カ国)では、共通の社会保障に関するルールが適用されている。</p>				
特記事項 (事業/制度の沿革、これまでの予算の削減に向けた取組み、目標達成のための関連事業等)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 首脳会談等において、複数の国から社会保障協定締結の申入れ等がなされている。</li> <li>○ 国会での社会保障協定審議を通じて、与野党の国会議員から協定締結国数の拡大を求められている。</li> <li>○ 日本経済団体連合会から、社会保障協定による経済効果が大きい国々を中心に協定締結交渉の開始・加速が求められている。</li> </ul>				